

佐賀県告示第252号

佐賀県未収債権審査委員会設置規程（昭和39年佐賀県告示第359号）の一部を次のように改正する。

令和2年10月6日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員は、政策調整監（<u>主として政策の調整を総括する佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）第22条第2項に規定する政策調整監に限る。</u>）、法務私学課長、財政課長、税政課長及び出納局長並びに知事が任命する職員をもって充てる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員は、政策調整監（<u>政策の調整を総括する政策調整監（甲）及び政策の調整を推進する政策調整監（乙）のうちから、政策部長が指名する職員に限る。</u>）、法務私学課長、財政課長、税政課長及び出納局長並びに知事が任命する職員をもって充てる。</p>

附 則

この告示は、令和2年10月7日から施行する。